

平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事による 評価料金の減免のお知らせ

弊社は、国土交通省が実施する「平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業」の補助を受けました。それに伴い、下記の通り評価料金の減免を実施しますのでお知らせします。

1. 減免対象業務

- ① B E L S 評価 業務
- ② 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る技術的審査業務(法第 30 条)
- ③ 建築物エネルギー消費性能に係る認定に係る技術的審査業務(法第 36 条)

2. 減免対象期間

平成 29 年 8 月 1 日(火)から平成 30 年 1 月 31 日(水)までに申請受付がされ、かつ、平成 30 年 2 月 15 日(木)までに評価書を交付したもの。ただし、補助事業の補助金額が限度額に達した時点で、評価料の減免措置を終了いたします。

3. 減免額の対象とならない建築物

- ① 省エネ適合性判定の対象なもの
- ② 当社の業務範囲外の評価または審査業務
- ③ 評価料金に対して、本事業とは別に他の国庫補助金を受けているもの又は受ける見込みのあるもの
- ④ 上記 1. ①～③いずれかの取得を要件としている国庫補助金を受けているもの又は受ける 見込みのあるもの

<④の取得を要件としている補助事業の例>

- ・ 既存建築物省エネ化推進事業
- ・ 地域型住宅グリーン化事業
- ・ サステナブル建築物等先導事業
- ・ 省エネルギー投資促進に向けた支援事業
- ・ 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業
- ・ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (Z E H) 支援事業
- ・ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (Z E B) 実証事業
- ・ 業務用施設等における省 C O 2 促進事業
- ・ 賃貸住宅における省 C O 2 促進モデル事業

- ⑤ 変更申請に係るもの
- ⑥ B E L S 評価書等の再交付及び B E L S プレートの交付に係る費用
- ⑦ 消費税及び地方消費税

4. 減免額について

- ①当社の評価料金から、下記の表-1 の減免の上限額 を減じた額を評価料金といたします。（表-1 の額は評価料金ではありません。）
- ②同じ申請者当たり各5件を上限とします。（同一住棟内にある住戸の申請は、複数住戸に対する評価であっても1件とみなします。）
- ③元の料金から減免額を差し引いた評価料金には、消費税を加算いたします。
- ④申請に当たっては、申請書類（申請書、図書等）に加えて、減免の対象である建築物であることを示す**覚書（様式 13）**に記名捺印をして提出してください。
- ⑤申請後に申請者のご都合により、評価書等の交付にいたらない場合は、減免の対象とはならず、正規の評価料金をお支払いしていただくことになります。又、同様の事由により減免対象期間を過ぎてしまった場合も、減免の対象とはならないので、正規の評価料金をお支払いしていただくことになります。

【表-1 減免額の上限】（住宅の場合）

建物形式	区分	単独申請の場合	併願申請の場合
一戸建て		27,000 円	9,000 円
共同住宅 (住戸のみの評価)	基本料金	55,000 円	27,500 円
	戸当たり料金	3,500 円	1,700 円

- 注)・併願申請とは、BELS評価申請等を、設計住宅性能評価、長期優良住宅認定及び低炭素建築物認定に係る技術的審査等の申請と併せて行うことをいう。
- ・改修前後の評価を行う場合の上限は、表-1の額の1.5倍の額とする。
 - ・共同住宅で「住戸のみの評価」と「建物全体の評価」の両方を行う場合の上限額は、表-1に示す「建物全体の評価」の額とする。